

# 償却資産の申告は2月1日(月)までです



問 税務課☎2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。  
この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますので、ご確認ください。  
詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## 申告を要する方

償却資産を町内に所有する方または貸し付けている方  
※令和3年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入し、提出してください。

## 償却資産の種類

- 構築物＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置＝太陽光発電設備、受変電設備、コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具＝ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、無人駐車管理装置、金型など

## 申告を要しない資産

- ・耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ・家庭用に使用される資産
- ・自動車税または軽自動車税の課税対象である自動車、原動機付自転車など

## 償却資産に係る固定資産税電子申告のご案内

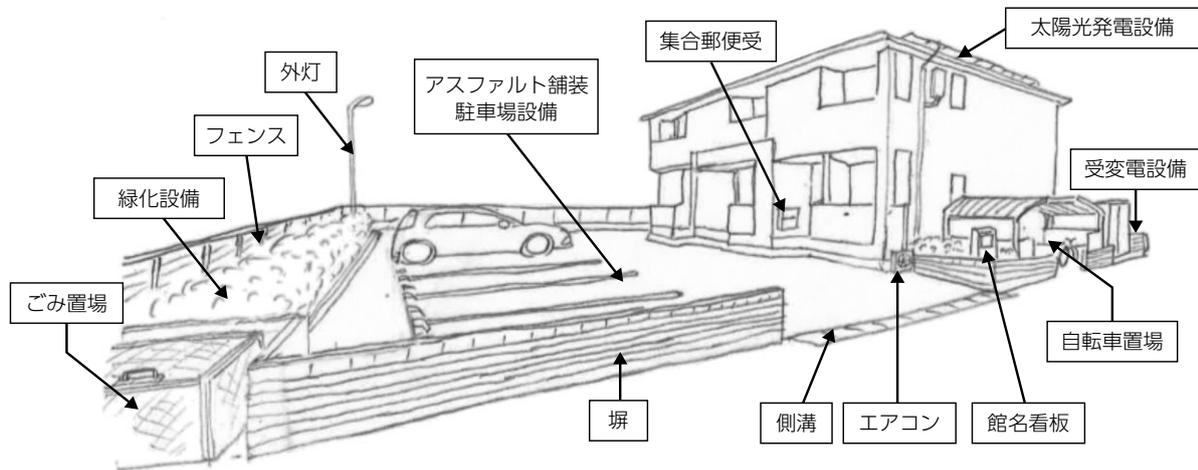
町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」での償却資産の申告ができます。ご利用や申告について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

～アパート・貸駐車場を所有されている方へ～

次のような資産は固定資産の課税対象となるため償却資産の申告が必要です！

償却資産の種類	具 体 例
構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇等）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備 など
機械および装置	太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管 など
工具、器具および備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、サイクルラック など

※具体的な箇所については、11ページ上の図画をご確認ください。



### ●家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の付帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものは家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の皆様へ



☎ 税務課 2156

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の固定資産税を、令和3年度課税分に限り軽減します。申告書関係書類等については、町ホームページをご覧ください。か税務課へお問い合わせください。

#### ☑ 中小企業者・小規模事業者

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人または個人は従業員1,000人以下の場合

※大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

#### 申告期間

2月1日(月)まで

※期日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受け、町に申告した方に適用されます。

#### 軽減対象

事業用家屋および設備等の償却資産に対する固定資産税

#### 減免率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の 事業収入の対前年同期比減少率	減免率
事業収入の減少割合が50%以上の場合	全額
事業収入の減少割合が30%以上50%未満の場合	2分の1